



総合事業の多様性

令和4年度 地域づくり加速化事業（全国研修）

株式会社TRAPE
代表取締役CEO/CWD 鎌田大啓

CONTENTS



目次

- 1 総合事業の目指すこと
- 2 総合事業の対象者
- 3 1人の高齢者の自分らしい日常生活を追求する
- 4 多様で柔軟な選択肢の必要性
- 5 振り返り・まとめ

地域包括ケアシステム

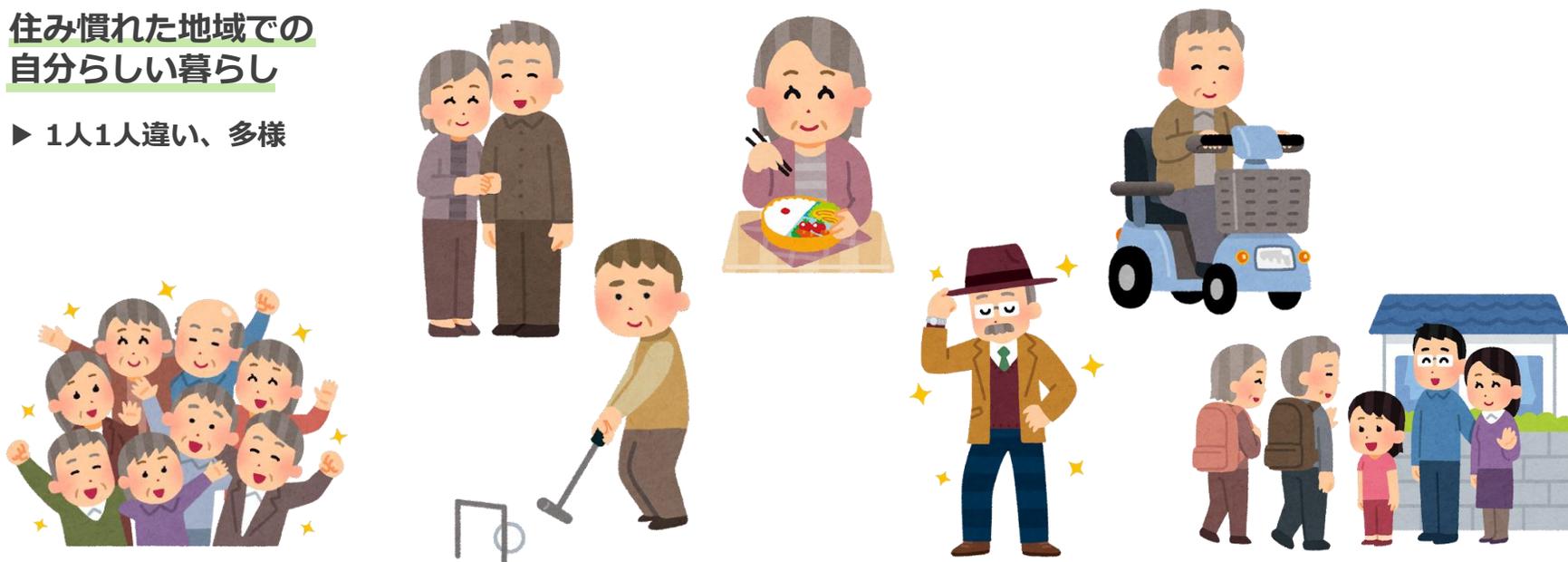
高齢者がどのような状態になっても**高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援**を目的に、**住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう**、**住まい・医療・介護・予防・生活支援**が一体的に提供される

総合事業

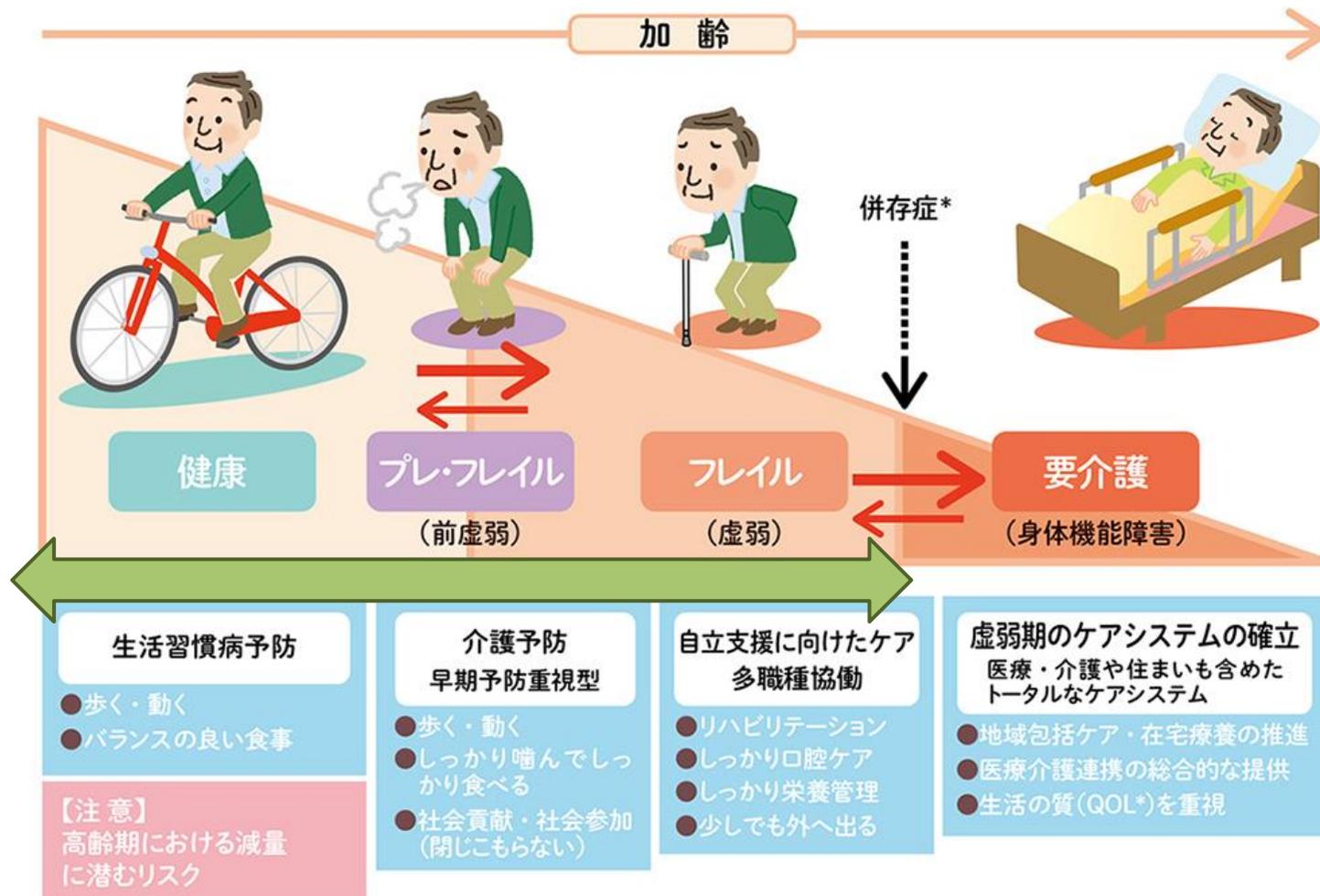
高齢者（要支援者や事業対象者など）が**住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送り続けることができる**ように、**介護予防の視点**を軸に**高齢者の能力を最大限引き出し、活かせること**を目指して**多様で柔軟なサービスを提供**したり、また**地域住民の多様な参画**など**地域の支え合い体制づくり**を行うこと

住み慣れた地域での自分らしい暮らし

▶ 1人1人違い、多様



“高齢者”といってもその状態像は多様



フレイルの特徴

健康と要介護の中間

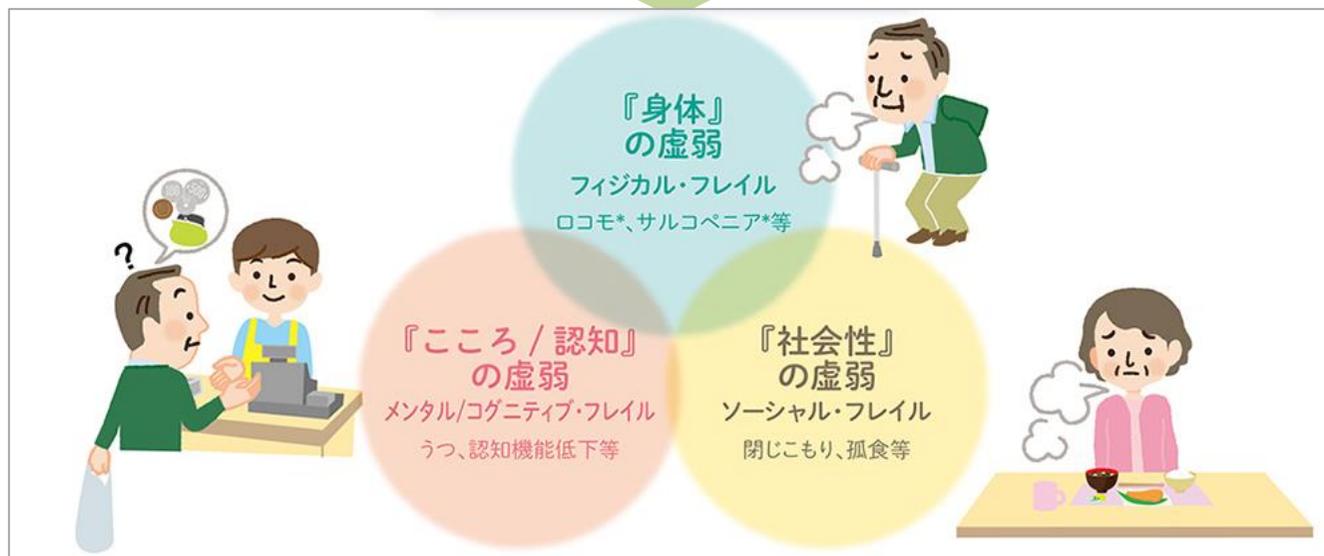
(どう過ごすかが重要な期間)

多面性

(以下の3つの虚弱という
さまざまな要素がある)

可逆性

(意欲や能力を引き出すことで
まだまだ十分に健康に戻れる)



出典：公益社団法人東京都医師会ホームページより引用

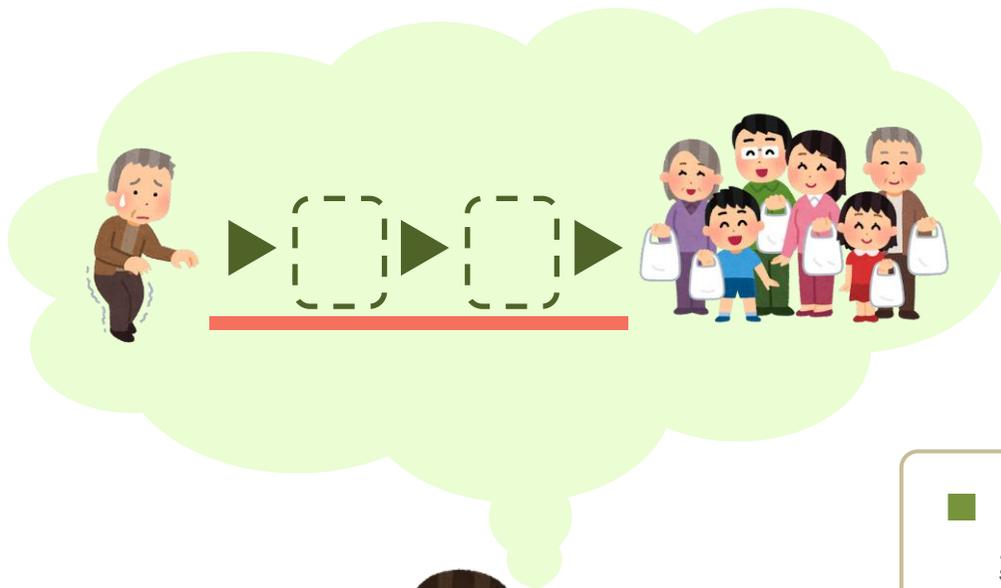
介護予防の視点を軸にして高齢者の能力を最大限活かすことができることを目指して多様で柔軟なサービスを提供したり、また地域住民の多様な参画など地域の支え合い体制づくりを行う

[目的]
住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
人生の最後まで続けることができる

まず1人の高齢者の「住み慣れた地域での自分らしい暮らし」をイメージすることから



「住み慣れた地域での自分らしい暮らし」を実現するプロセスをイメージする



- 1人の高齢者の住み慣れた地域での自分らしい暮らしを改めて実現するためには、どのようなプロセス（取り組み）や地域資源が必要かを考えることが重要です。

プロセスを「実現する手段」についてイメージする

A



実現する手段はほぼ決まっている



プロセスを「実現する手段」についてイメージする

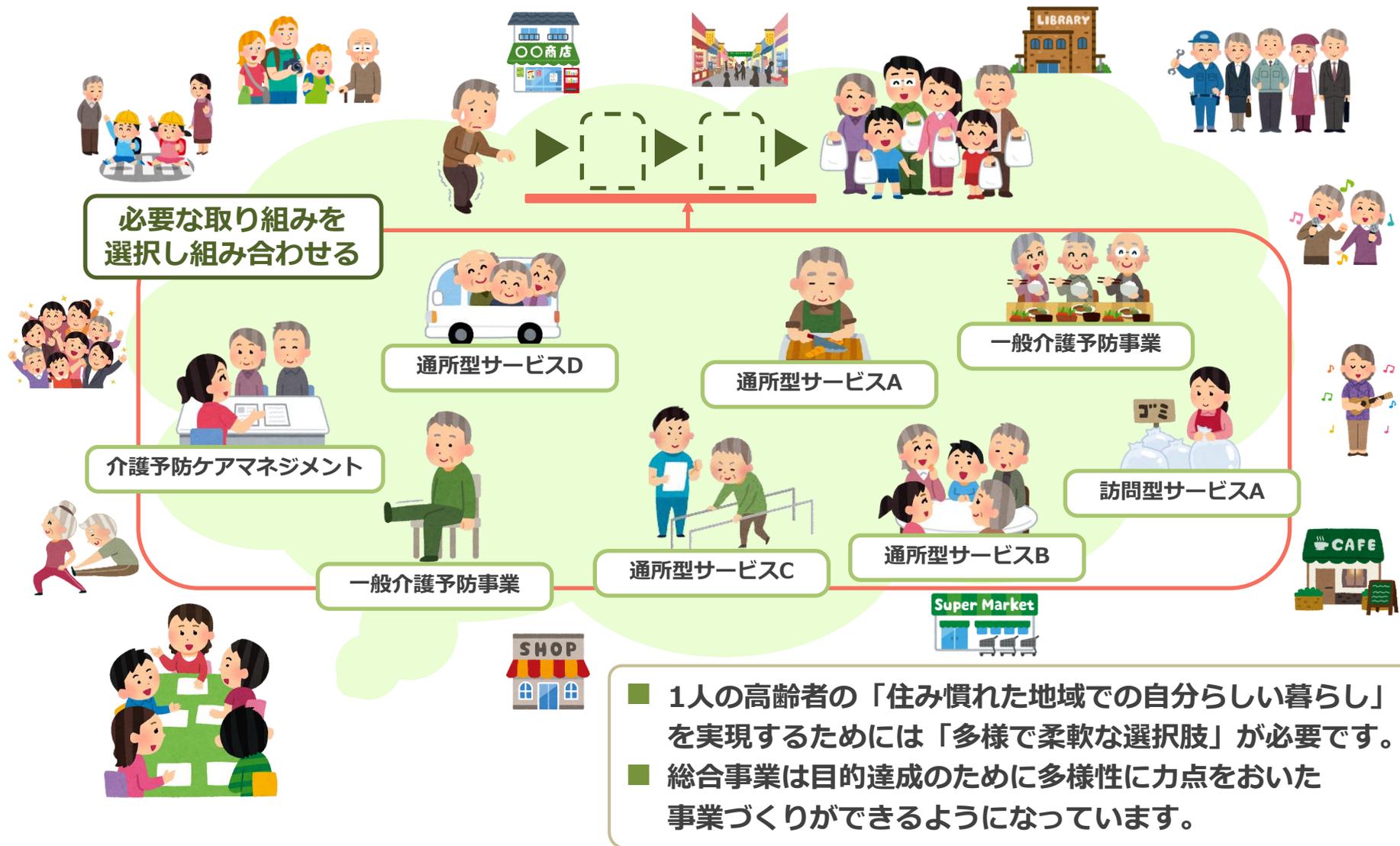
B



実現する手段は多様で柔軟性に富んでいる

自己選択・自己決定 ▶ 自律支援/自立支援

1人の高齢者の「住み慣れた地域での自分らしい暮らし」を実現するためには



総合事業を構成する各事業

介護予防・生活支援サービス事業 (サービス事業)

[対象者]要支援者・事業対象者

訪問型・通所型サービス

その他生活支援サービス

サービス 種別	従前の訪問介護相当		多様なサービス			
	①訪問型サービスA (居住主体によるサービス)	②訪問型サービスB (住民主体による支援)	③訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	④訪問型サービスD (移動支援)	⑤訪問型サービスE (移動支援)	⑥訪問型サービスF (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援	
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース ①認知機能の低下により日常生活に支障がある状況・行動を伴う急慢性で症状が進行する、専門サービスが利用困難な者、虐待等が想定される者、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL/IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3ヶ月以内の短期間で実施		訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託		
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準		
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)		
サービス 種別	従前の通所介護相当		多様なサービス			
	①通所介護	②通所型サービスA (居住主体によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤通所型サービスD (移動支援)	⑥通所型サービスE (移動支援)
サービス内容	通所介護と同様のサービスの生活機能の向上のための機能訓練	ミニデサービス運動/レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な選いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム		
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADL/IADLの改善に向けた支援が必要なケース等 ※3ヶ月以内の短期間で実施		
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託		
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準		
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者+ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)		
③その他の生活支援サービス	その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。					

介護予防ケアマネジメント

一般介護予防事業

[対象者]第1号被保険者の全て

介護予防把握事業

介護予防普及啓発事業

地域介護予防活動支援事業

一般介護予防事業評価事業

地域リハビリテーション活動支援事業

総合事業における多様なサービス

①訪問型サービス		訪問型サービスは、従前の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなり、多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。				
基準	従前の訪問介護相当	多様なサービス				
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)	
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援	
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース(例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる	
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託		
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準		
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)		
②通所型サービス		通所型サービスは、従前の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなり、多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。				
基準	従前の通所介護相当	多様なサービス				
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)		
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム		
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等 ※3～6ヶ月の短期間で実施		
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託		
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準		
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)		
③その他の生活支援サービス		その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。				

振り返り・まとめ

- 1 誰しも住みなれた地域で自分らしい暮らしを送り続けたい
思うことを実現するために総合事業を手段として活用する
- 2 そのためには介護予防（フレイル予防）の視点が大事
- 3 フレイルの最大の特徴は“可逆性”。まだまだ元気になれる
- 4 まずは1人の高齢者の自分らしい日常生活を追求すること
（目的）から始める。そのうえで手段を考える
- 5 総合事業は柔軟性がある多様な選択肢（手段）であり、1人
の高齢者の自分らしい日常生活を再び実現することに役立つ